平成30年 規則第214号 最終改正 令和3年4月1日

## 目次

- 第1章 総則(第1条一第3条)
- 第2章 人事(第4条-第14条)
  - 第1節 採用(第4条-第8条)
  - 第2節 評定(第9条)
  - 第3節 異動(第10条)
  - 第4節 休職及び復職(第11条)
  - 第5節 退職及び解雇 (第12条-第14条)
- 第3章 労働時間、休日及び休暇 (第15条-第25条)
  - 第1節 労働時間及び休日 (第15条-第19条)
  - 第2節 休暇 (第20条--第25条)
- 第4章 育児休業 (第26条)
- 第5章 給与及び退職手当(第27条-第28条)
- 第6章 研修(第29条)
- 第7章 表彰 (第30条)
- 第8章 服務(第31条)
- 第9章 安全及び衛生(第32条)
- 第10章 懲戒等 (第33条)
- 第11章 災害補償(第34条)
- 第12章 出張(第35条)
- 第13章 福利厚生(第36条—第37条)

## 第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(昭和22年法律第49号) 第89条の規定により、公立大学法人長野県立大学(以下「法人」という。)に勤務す る雇用期間の定めのある職員(公立大学法人長野県立大学再雇用職員就業規則の適用 となる職員を除く。以下「有期雇用職員」という。)の労働条件及び服務その他就業 に関し必要な事項を定める。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において有期雇用職員とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める者をいう。
  - (1) 代替職員 産前産後休暇又は育児休業職員等(以下この項において「休業職員等」という。)の代替業務並びに欠員が生じた場合の代替業務を行わせるため、理事長

が必要と認める期間を限定して雇用する者で、週の所定労働時間が常勤職員と同様 であるもの

- (2) パート職員 常勤職員の指示に基づき、限定的又は補助的な業務を行い、週の所 定労働時間が常勤職員より短時間であり、かつ、雇用期間が1年以内のもの
- (3) ヘルパー職員 常勤職員の指示に基づき、限定的又は補助的な業務を行い、週の 所定労働時間がパート職員より短時間であり、かつ、雇用期間が1年以内のもの。 ヘルパー職員のうち、学生が従事する場合をアルバイトという。
- (4) 任期付職員 法人の特定の専門的業務に従事する者、高度な専門的知識及び実務 経験を必要とする専門的業務に従事する者、特定のプログラム又はプロジェクト等 により雇用される者で、週の所定労働時間が常勤職員と同様であるもの
- (5) 非常勤講師 カリキュラムにおける授業の担当、学生の研究指導に従事する者で、 週の所定労働時間が20時間以内のもの

(秩序の維持)

第3条 有期雇用職員は、この規則に定められた義務を誠実に履行し、法人秩序の維持に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

- 第4条 有期雇用職員の採用は、選考による。
- 2 前項に定めるもののほか、有期雇用職員の採用に関し必要な事項は、別に定める。 (労働条件の明示及び提出書類)
- 第5条 職員就業規則第5条及び第6条の規定は、有期雇用職員の採用の際の労働条件の明示及び提出書類について準用する。

(雇用期間の更新)

- 第6条 第2条に規定する有期雇用職員の雇用期間は、必要がある場合に更新することができるものとする。
- 2 前項の規定による更新期間を含む通算雇用期間は、3年を限度とする。この場合 においては、第2条に規定する雇用の区分にかかわらず、原則として雇用期間を通 算するものとする。

ただし、一の有期雇用期間が満了した日とその次の有期雇用期間の初日との間に雇用がない期間(以下この項において「空白期間」という。)が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項で規定する期間以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期雇用期間は、通算雇用期間に参入しない。

- 3 前項の規定に関わらず、本学が定める要件を満たし、理事長が特に必要と認めた場合は、雇用した日から3年を超えて更新をすることができる。
- 4 理事長は、有期雇用職員の雇用期間の更新を行う場合には、あらかじめ有期雇用 職員の同意を得なければならない。

(期間の定めのない雇用への転換)

第7条 通算雇用期間が5年を超える者は、別に定める申込書を提出することにより、 現に締結している有期雇用契約の雇用期間の満了日の翌日から、期間の定めのない 雇用に転換することができる。

2 この規則に定める労働条件等は、前項の規定により期間の定めのない雇用に転換した後も引き続き適用する。

(試用期間)

- 第8条 職員就業規則第7条の規定は、有期雇用職員として採用された者の試用期間について準用する。
- 2 有期雇用職員のうち雇用期間を1年以内として採用された者の試用期間は、同規 則同条中「6月」とあるのは、「3月」と読み替えるものとする。
- 3 理事長は、第2条第1号に規定する職員を採用しようとする場合、当該雇用を必要とする期間にかかわらず、必要に応じて6月の範囲内で最初の試用期間を定めることができる。

第2節 評定

(勤務評定)

- 第9条 職員就業規則第8条の規定は、第2条第1号及び第4号に規定する有期雇用職員の勤務評定について準用する。
- 2 第2条第2号及び第3号に規定する有期雇用職員の勤務評定については、別に定 める。

第3節 異動

(異動)

第10条 職員就業規則第11条後段の規定は、第2条第2号及び第3号に規定する有期 雇用職員の異動について準用する。

第4節 休職及び復職

(休職及び復職)

第11条 職員就業規則第13条から第16条までの規定は、第2条第1号及び第4号に規定する有期雇用職員の休職及び復職について準用する。この場合において、同規則第13条中「公立大学法人長野県立大学職員給与規程」とあるのは「公立大学法人長野県立大学有期雇用職員給与規程」と、同規則第14条中「3年」とあるのは「1年」と、それぞれ読み替えるものとする。

第5節 退職及び解雇

(退職)

- 第12条 有期雇用職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。
  - (1) 自己都合による退職を申し出たとき 法人が承認する日
  - (2) 雇用契約の期間が満了したとき 雇用契約期間満了日
  - (3) 死亡したとき 死亡日

(自己都合による退職手続)

第13条 有期雇用職員は、雇用契約の期間中に自己の都合により退職しようとすると きは、原則として退職を予定する日の14日前までに、理事長に退職願を提出しなけ ればならない。

(解雇、解雇予告、退職及び解雇後の責務)

第14条 職員就業規則第21条から第24条までの規定は、有期雇用職員の解雇、解雇予告、退職証明書、退職及び解雇後の責務について準用する。

第3章 勤務時間、休日及び休暇

第1節 勤務時間及び休日

(勤務所定労働時間)

- 第15条 有期雇用職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分以内かつ1日につき7時間45分を超えない範囲とする。
- 2 理事長は、前項の規定の範囲内の勤務時間を割り振るものとする。 (変形労働時間)
- 第16条 理事長は、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある有期雇用職員については、1月以内の期間を単位とする変形労働時間制を適用する。
- 2 公立大学法人長野県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下 「職員勤務時間等規程」という。)第11条の規定は、前項の規定が適用される者の労 働時間及び休憩時間について準用する。

(専門業務型裁量労働制)

- 第17条 理事長は、労基法第38条の3第1項の規定に基づく協定(この条において「労 使協定」という。)を締結し、専門業務型裁量労働制を適用することができる。
- 2 職員勤務時間等規程第12条の規定は、前項の規定が適用される者に準用する。 (休日)
- 第18条 次の各号に掲げる日を休日とする。
  - (1) 日曜日(法定休日)
  - (2) 土曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、授業日数確保のため、祝日法による休日に勤務 が必要となる場合は、当該休日を勤務日とする。ただし、出勤できる日数は、月の出 勤上限日数までとする。

(時間外及び休日の労働)

第19条 職員勤務時間等規程第2条、第5条及び第10条の規定は、有期雇用職員の時間外及び休日の労働について準用する。

第2節 休暇

(年次有給休暇)

- 第20条 職員勤務時間等規程第14条の規定は、第2条第1号及び第4号に規定する有期雇用職員の年次休暇の日数及び翌年への繰り越しについて準用する。
- 2 第2条第2号、第3号及び第5号に規定する有期雇用職員の年次有給休暇日数については、別に定める。
- 3 第2条第2号、第3号及び第5号に規定する有期雇用職員の年次有給休暇の翌年 への繰り越しについては、前項により付与された日数を超えない範囲の残日数(1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)とする。

(年次休暇の単位及び取得手続)

- 第21条 職員勤務時間等規程第14条の規定は、第2条各号に規定する有期雇用職員の 年次有給休暇の取得単位及び取得手続について準用する。
- 2 第2条第3号に規定する有期雇用職員の年次休暇の取得単位は、1日とする。ただし、5日分については、労使協定の定めるところにより、取得単位を1時間とすることができる。

(療養休暇)

第22条 職員勤務時間等規程第15条の規定は、第2条第1号及び第4号に規定する有期雇用職員の療養休暇について準用する。

(特別休暇)

- 第23条 職員勤務時間等規程第16条の規定は、第2条第1号及び第4号に規定する有期雇用職員の特別休暇について準用する。
- 2 第2条第2号、第3号及び第5号に規定する有期雇用職員の特別休暇については、 別に定める。

(療養休暇及び特別休暇の承認)

第24条 職員勤務時間等規程第17条の規定は、有期雇用職員の療養休暇及び特別休暇、 について準用する。

(その他)

第25条 第15条から前条までに定めるもののほか、有期雇用職員の勤務時間、休日及 び休暇に関し必要な事項は、職員勤務時間等規程により定める。

第4章 育児休業及び介護休業等

(育児休業及び介護休業)

第26条 有期雇用職員の育児休業及び介護休業等に関する事項は、公立大学法人長野 県立大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程の例による。

第5章 給与及び退職手当

(給与)

第27条 有期雇用職員の給与は、公立大学法人長野県立大学有期雇用職員給与規程の 定めるところによる。

(退職手当)

第28条 有期雇用職員の退職手当は、公立大学法人長野県立大学有期雇用職員退職手 当規程の定めるところによる。

第6章 研修

(研修)

第29条 職員就業規則第32条の規定は、有期雇用職員の研修について準用する。

第7章 表彰

(表彰)

- 第30条 有期雇用職員で、次の各号のいずれかに該当するものには、これを表彰する。
  - (1) 職務上特に顕著な功績があったもの
  - (2) 法人の名誉を高める行為を行ったもの
  - (3) その他特に他の教職員の模範として推奨すべき功績があったもの

- 2 法人の業務に協力し、著しい功績があったものには、これを表彰する。
- 3 表彰は、表彰状、賞状又は感謝状を交付するほか、金品を併せて交付して行うことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、公立大学法人長野県立大 学表彰規程により定める。

第8章 服務

(服務)

第31条 職員就業規則第34条から第39条までの規定は、有期雇用職員の服務について 進用する。

第9章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第32条 職員就業規則第40条から第44条までの規定は、有期雇用職員の安全及び衛生について準用する。

第10章 懲戒等

(懲戒等)

第33条 職員就業規則第45条から第49条までの規定は、有期雇用職員の懲戒等について準用する。

第11章 災害補償

(災害補償)

- 第34条 第2条第1号及び第4号に規定する有期雇用職員の業務中の災害及び通勤途上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。
- 2 第2条第2号、第3号及び第4号に規定する職員の業務中の災害及び通勤途上の 災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定め るところによる。ただし、地方公務員災害補償法の規定に基づき、補償の適用を受 けることとされた職員についてはこの限りではない。

第12章 業務による旅行

(業務による旅行)

第35条 職員就業規則第51条の規定は、有期雇用職員の業務による旅行について準用する。

第13章 福利厚生

(共済等)

- 第36条 第2条第1号及び第4号に規定する有期雇用職員の共済は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律152号)に定めるところによる。
- 2 第2条第2号、第3号及び第5号に規定する有期雇用職員の社会保険等は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)又は地方公務員等共済組合法の定めるところによる。ただし、第2条第2号に規定する有期雇用職員が、第7条の規定により期間の定めのない雇用となった場合は、前項による。

(宿舎)

第37条 職員就業規則第54条の規定は、第2条第1号及び第4号に規定する有期雇用職員について準用する。

附則

この規則は、平成30年4月2日から施行する。 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。